

水道わかまつ施設整備アクションプラン
策定業務委託に係る公募型プロポーザル
受注候補者選定基準

平成 31 年 4 月
会津若松市水道部

水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託受注候補者選定基準

1. 本基準について

水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託受注候補者選定基準（以下、「本基準」という。）は会津若松市水道部（以下、「本市」という。）が、水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託（以下、「本業務」という。）を履行する事業者（以下、「受注者」という。）の募集及び選定にあたり、本業務の募集に参加意向を申し出した事業者（以下、「参加者」という。）の中から、最も優れた提案を行った事業者（以下、「受注候補者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示したものであり可能な限り客観的に評価するための基準である。

2. 審査の概要

(1) 審査について

本業務の受注者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、募集要項に定める内容に基づき参加者から提出された提案書等の提出書類を基に、水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託受注候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）により審査を行う。

審査は、「プロポーザル方式参加資格審査」と「技術提案審査」から構成され、審査基準により審査する。なお、委員会の審査内容は、非公開とする。

(2) プロポーザル方式参加資格審査

プロポーザル方式参加資格審査は参加者が募集要項に定める参加資格要件を有していることについて、プロポーザル方式参加資格審査に係る提出書類をもって本市が参加資格を確認する。

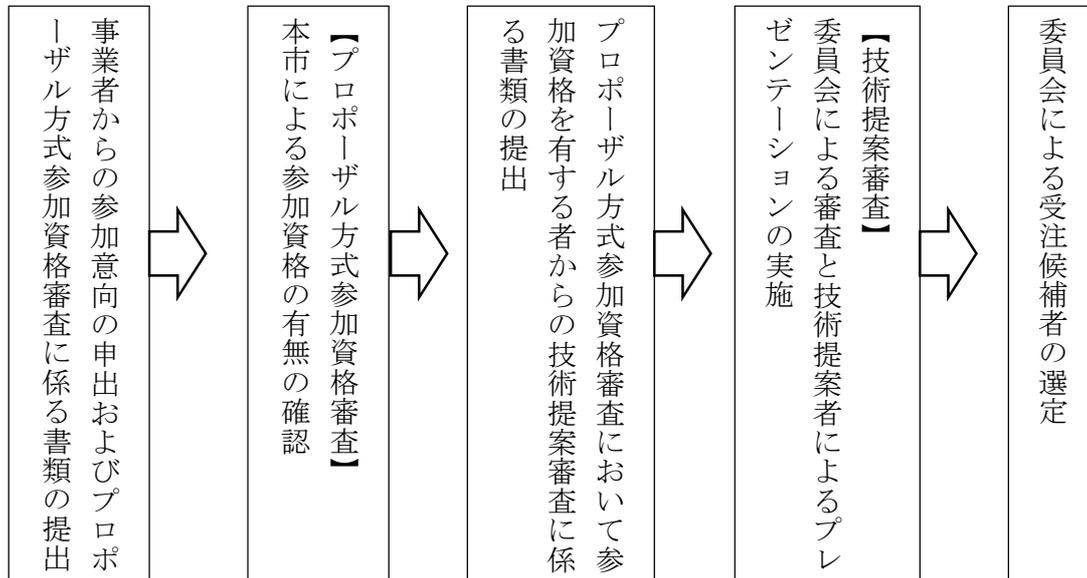
プロポーザル方式参加資格審査にて参加資格を有しないと判断された事業者については技術提案審査に参加することができない。なお、参加者が1者であってもプロポーザル方式参加資格審査は実施する。

(3) 技術提案審査

技術提案審査は、プロポーザル方式参加資格審査において参加資格を有する者を対象として、技術提案審査に係る書類とプレゼンテーションの内容を基に、本業務の要求する趣旨を、どの程度理解し提案されているかについて、委員会が審査・採点を行い、最も評価点が高い者を受注候補者として選定する。以下、評価点数の順に次点以降の順位付けを行う。なお、プロポーザル方式参加資格審査において参加資格を有する者が1者のみであっても技術提案審査は実施する。

(4) 審査フロー図

審査フロー図は次のとおりとなる。



3. 審査基準

(1) プロポーザル方式参加資格審査の審査基準

プロポーザル方式参加資格審査の審査基準は表1のとおりとする。

表1

審査項目	評価視点	配点
参加資格要件	募集要項に定める参加資格要件をすべて満たしているか。	プロポーザル方式参加資格審査においては得点化しない。

(2) 技術提案審査の審査基準

技術提案審査の審査基準は別表のとおりとする。

(3) 審査項目の評価点

別表に示す各評価項目については、表2に示す4段階の定性的評価をもって得点化し、それをもって各評価項目の評価点とする。

表 2

各評価項目の 評価区分	定性的な評価	得点化の方法
A	特に優れている。／高度な能力を有している。	配点 × 1.0
B	優れている。／十分な能力を有している。	配点 × 0.7
C	特に優れている点は見当たらない。	配点 × 0.3
D	未記入・様式の未提出（当該項目のみ）	配点 × 0

(4) 提案見積金額の評価点

評価の対象金額は、本業務に対する提案見積金額とし、次に示す算定式により提案見積金額を得点化し、それをもって提案見積金額に対する評価点とする。なお評価点は、小数第2位以下を四捨五入した値とする。

(算定式)

$\text{評価点} = 5 \text{点} \times \left(\frac{\text{最も低い提案見積金額}}{\text{当該事業者の提案見積金額}} \right)$

(5) 技術提案審査の最低基準点

評価点の最低基準点は60点とし、最低基準点を満たない場合は、要求水準を満たしていないと判断し、受注候補者として選定しない。

4. 受注候補者の選定

受注候補者の選定順は、次による。

- ① 過半数を超える委員から最高順位を得た者。
- ② ①により決しない場合、全委員の合計得点が最高得点の者。
- ③ 最高点の者が複数いる場合は、業務委託に関する事項の評価点の合計が最も高い者。
- ④ ③が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者。
- ⑤ プロポーザルへの参加者が1者となった場合でも本プロポーザルは中止しない。その場合においては、技術提案審査の最低基準点を満たしかつ委員会による審査により選定された者が受注候補者となる。

別表 技術提案審査の審査基準

審査項目		評価視点	配点	小計
企業の内容に関する事項	① 企業の概要及び財務状況	企業の規模、財政状況を総合的に判断し、委託期間にわたって安定して業務を行い得る経営基盤があるか。	5	5
業務委託に関する事項	② 受注実績	過去において受注実績をどの程度有しているか。特に以下の点について重視する。 ア 上水道施設の整備計画・更新計画の策定業務の実績。 イ 水道事業体のアセットマネジメント実践業務の実績。 ウ 経営戦略または経営計画を策定するための業務の実績。 エ 水道事業体における官民連携手法の検討業務の実績。	5	90
	③ 業務遂行体制（技術者の配置）	本業務に対し、責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置がどのようにできるか。特に以下の点について重視する。 ア 本業務の担当技術者に募集要項の第2章第3節4（3）①に該当する資格を有するものの配置。（技術士 総合技術監理部門） イ 本業務の担当技術者に募集要項の第2章第3節4（3）②に該当する資格を有するものの配置。（技術士 上水道及び工業用水道部門） ウ 本業務の担当技術者に募集要項の第2章第3節4（3）③に該当する資格を有するものの配置。（RCCM） エ 本業務の担当技術者に募集要項の第2章第3節4（3）④に該当する資格を有するものの配置。（その他）	15	
	④ 業務遂行体制（実施方針、実施フロー、業務工程）	本業務に対し、責任をもって業務を遂行できる能力があるか。特に以下の点について重視する。 ア 業務の目的や役割を理解し、業務の実施方針が具体的に提案されているか。 イ 業務実施にあたって、技術者の役割分担が明確に提案されているか。 ウ 業務の実施フローが的確に提案されているか。 エ 業務工程が具体的に提案されているか。	10	

審査項目		評価視点	配点	小計
業務委託に関する事項	⑤地元貢献（地元経済、地元業者の活用）に関する考え方	本項目においては、以下の項目を重視する。 ア 地元業者の活用についての提案はあるか。 イ 地元経済への貢献についての提案はあるか。 ウ 上記提案に対し、実行性が伺えるか。	10	
	⑥第三者委託業務受注者との協力体制	本業務の実施に当たって、本市水道事業における第三者委託業務受注者との協力体制について、どのように行っていくかの提案はあるか。	5	
	⑦水道わかまつ施設整備アクションプランに関する考え方	本項目においては、本業務の理解度や計画策定に関する方向性や積極性等、特定テーマの内容について評価する。	30	
	⑧業務に対する付加提案	付加提案について、方針、検討内容、手順等が示されており、提案内容に有効性・実現性があるかを重視する。（特定テーマの付加提案も含む。）	15	
提案見積金額に関する事項	⑨提案見積金額に対する評価	提案見積書の提案見積金額により「評価点」を算出する。	5	5
合計（満点）			100点	